

独立行政法人 水資源機構 分任契約職  
木曾川上流ダム総合管理所長 中野 春男  
(公印省略)

## 見積依頼書

- 1 件名 岩屋ダム鉄塔強度検討業務
- 2 履行場所 岐阜県下呂市金山町卯野原6-27 岩屋ダム管理所
- 3 履行期間 契約締結の翌日から令和8年9月30日まで
- 4 内容等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

### 記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 ①別添、仕様書のとおり施行が可能である者。  
②当機構における令和7・8年度の一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、測量・建設コンサルタント等の業種区分「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けていること。
- 3 見積書等
  - 1)様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
  - 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)  
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
  - 3)提出期限 令和8年6月1日 12:00 まで
  - 4)提出先 独立行政法人 水資源機構 木曾川上流ダム総合管理所  
TEL 0573-25-5295 FAX 0573-25-9221
  - 5)質問書 令和8年5月26日 17:00 まで  
提出期限 ※質問の回答については、令和8年5月28日9:00までにHPに掲載します。
  - 6)見積回数 2回を限度とする。  
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年6月2日12:00までとします。
  - 7)その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。  
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 その他
  - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
  - 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
  - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。  
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。
  - 4)契約書については、別添の請書によるものとします。

# 岩屋ダム鉄塔強度検討業務

## 仕様書

令和8年5月

独立行政法人水資源機構  
木曾川上流ダム総合管理所

## 第1章 総則

### 第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構木曾川上流ダム総合管理所（以下「機構」という。）が発注する「岩屋ダム鉄塔強度検討業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

### 第2節 業務内容

#### 2-1 業務場所

岐阜県下呂市金山町卯野原6-27 岩屋ダム管理所

#### 2-2 業務概要

本業務は、次の業務を行うものである。

- |                              |         |
|------------------------------|---------|
| 1. 打合せ協議（業務着手時、中間打合せ、成果品納入時） | 1式（各1回） |
| 2. 通信用鉄塔耐震強度検討（再強度計算）        | 1式      |

### 第3節 履行期間

履行期間は、契約締結の翌日から令和8年9月30日までとする。

### 第4節 業務数量

業務数量は、別紙1「数量総括表」のとおりである。

### 第5節 調査職員

- 本業務に先立ち発注者は、次に掲げる権限を有する調査職員を定め、書面によりその氏名を受注者に通知するものとする。調査職員を変更したときも同様とする。
  - 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の担当技術者に対する業務に関する指示
  - この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
  - この契約の履行に関する受注者又は受注者の担当技術者との協議
  - 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- 調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行うものとする。

### 第6節 担当技術者

- 本業務に先立ち受注者は、担当技術者を定め、その氏名を発注者に通知しなければならない。この者を変更したときも同様とする。
- 担当技術者は、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、請負代金額の変更、履行期間の変更、請負代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3. 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを担当技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

## 第7節 提出書類

受注者は、次に掲げる書類を作成し、調査職員に提出するものとする。

提出書類名	部数	提出期限	摘要
強度検討報告書	1部	履行期間完了まで	

## 第8節 資料の貸与及び返却

1. 本業務の貸与資料は、次のとおりである。
  - (1) 多重無線設備補足設計業務報告書（平成15年8月）
  - (2) 参考資料（系統図・完成図）
  - (3) その他、調査職員が必要と認めた資料
2. 受注者は、本業務を実施するに当たり、上記1. に定める以外の資料が必要となった場合は、調査職員と協議するものとする。

## 第9節 照査技術者

1. 本業務は、照査技術者による照査の実施を行う対象業務である。
2. 本業務の照査技術者は、次のいずれかの資格又は実務経験を有する者とする。
  - (1) 次に掲げる部門の技術士又は当該者となる資格を有する者
    - ・【建設部門】：「鋼構造及びコンクリート」
    - ・【電気電子部門】
  - (2) 次に掲げる部門のRCCM又は当該者となる資格を有する者
    - ・【鋼構造及びコンクリート部門】
    - ・【電気電子部門】

## 第10節 情報の漏洩、窃用等の対策

1. 本業務の履行のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令等に準拠しなければならない。
2. 受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた情報については、業務完了後又は業務履行期間中において発注者から返還を求められた場合、社内情報を削除し、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した情報についても同様とする。

## 第11節 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

## 第2章 業務内容

### 第1節 業務目的

本業務は、既設通信用鉄塔において、最新の基準等に基づく強度が確保されているか確認することを目的とする。

### 第2節 設計条件

設計条件は、次のとおりとする。ただし、設計条件は業務の進捗、関連設備との関係により変更することがある。

1. 強度検討は「通信用鉄塔設計要領・同解説、通信鉄塔・局舎耐震診断基準（案）・同解説、通信用鉄塔及び反射板定期点検要領（案）・同解説（令和3年版） 一般社団法人 建設電気技術協会、一般財団法人 日本建築防災協会」に基づいて計算するものとする。
2. 既設通信用鉄塔の諸元は別紙2「通信用鉄塔 諸元」のとおりとする。
3. 空中線は、別紙2「通信用鉄塔 諸元」に示す現状搭載されているものを対象とし、備考欄に記載するものを除き将来計画は考慮しないものとする。
4. 建物屋上型鉄塔の建物の強度検討は別途とし、本業務の対象外とする。

### 第3節 業務内容

本業務における業務内容は、以下のとおりとする。

#### 3-1 打合せ

本業務の履行にあたり、次の段階において調査職員と打合せを実施するものとする。  
なお、打合せはWebによるものとする。

業務着手時	1回
中間打合せ	1回
成果品納入時	1回

#### 3-2 通信用鉄塔強度検討（再強度計算）

##### 1. 設計条件の確認・鉄塔強度計算

本業務における貸与資料を基に、最新の基準等に基づく鉄塔強度に関する再計算を実施し、既設鉄塔の強度が基準等を満たしているか確認を行うものとする。また、基準を満たしていない場合は基準等を満たすために必要となる補強等の提案を行うものとする。

##### 2. 照査

設計条件の確認・鉄塔強度計算の結果を照査するものとする。なお、照査は第1章第9節に示す資格のいずれかの有資格者が行うものとし、照査結果を強度検討報告書に合わせて提出するものとする。

#### 3-3 報告書の作成

通信用鉄塔強度検討（再強度計算）の結果を強度検討報告書として取り纏めを行うものとする。なお、報告書と併せて電子データとしてPDFファイルを保存した電子媒

体（CD-R）を1部提出するものとする。

#### 第4節 業務上の留意事項

本業務の業務上の留意事項は、以下のとおりとする。

1. 本業務に適用した基準等は、「出典先」を報告書に記載するものとする。
2. 強度検討に当たっては、「(1) 適用基準 (2) 設計条件 (3) 計算式及び計算結果」等、順を追って確認出来るようとりまとめるものとする。
3. 貸与資料の報告書を引用する際は、出来るだけコピーを添付又は引用ページを記載するものとする。

## 岩屋ダム鉄塔強度検討業務 数量総括表

工種	単位	数量	摘要
打合せ	式	1	
業務着手時	回	1	
中間打合せ	回	1	
成果品納入時	回	1	
通信用鉄塔強度検討（再強度計算）	式	1	
設備条件の確認・鉄塔強度計算	式	1	1基分
照査	式	1	1基分
直接原価（その他原価除く）	式	1	
その他原価	式	1	
一般管理費等	式	1	
業務価格	式	1	
消費税相当額	式	1	
業務委託料	式	1	

※報告書作成は各業務区分に含む。

## 通信用鉄塔 諸元

用途 通信用  
 設置場所 岐阜県下呂市金山町卯野原 6-27  
 架構形式 屋上式 15.0m 四角断面アングルトラス鉄塔  
 設置年月 昭和 50 年 1 1 月 ( 1 9 7 5 年 1 1 月 )  
 鉄塔高さ 1 5 . 0 m ※避雷針高を除く  
 根開き 5 . 5 0 ( m ) × 5 . 5 0 ( m )  
 接合 ボルト接合  
 表面処理 溶融亜鉛メッキ  
 基礎形式 局舎上 (建物屋上型)  
 局舎高さ 1 6 . 5 m  
 空中線搭載数 パラボラアンテナ 2 基、八木アンテナ 4 基

空中線	規格等	搭載高さ	単位	数量	備考
長者屋敷向け	3m φ R 付 269.3° (N)	GL+27.1m	基	1	
迫間向け	4m φ R 付 267.9° (N)	GL+21.5m	基	1	
放流警報用	70MHz 帯 5EL 八木	GL+26.0m	基	1	
テレメータ用	70MHz 帯 3EL 八木	GL+26.0m	基	1	
移動無線用	150MHz 帯 3EL 八木	GL+32.0m	基	2	

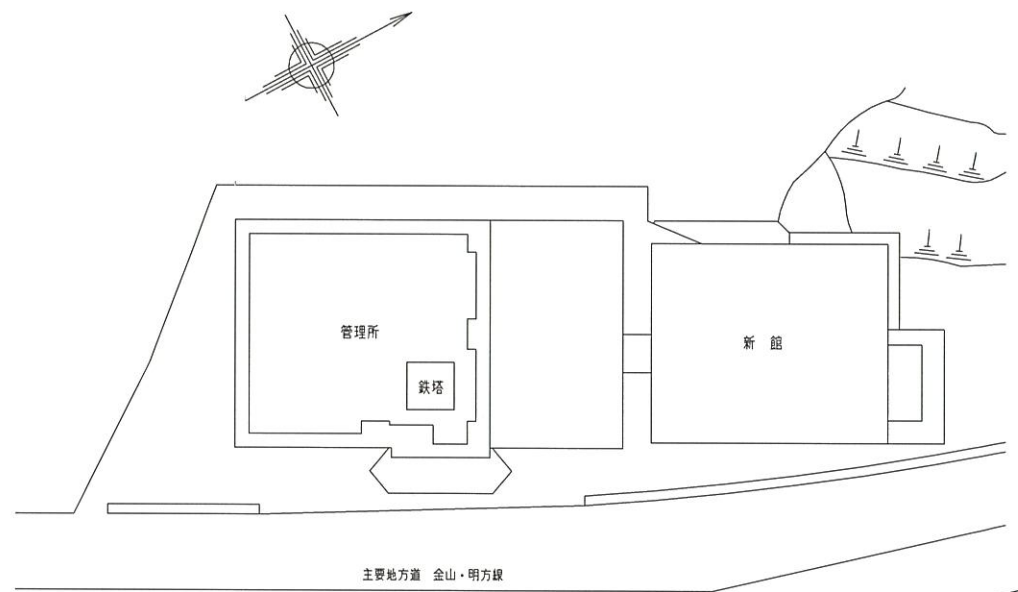
付属設備 避雷設備、昇降設備、風向風速計、日射計、温度湿度計、スピーカー、  
 集音マイク、BS アンテナ、中間踊場、垂直ケーブルラック

# 岩屋ダム鉄塔強度検討業務 参考図

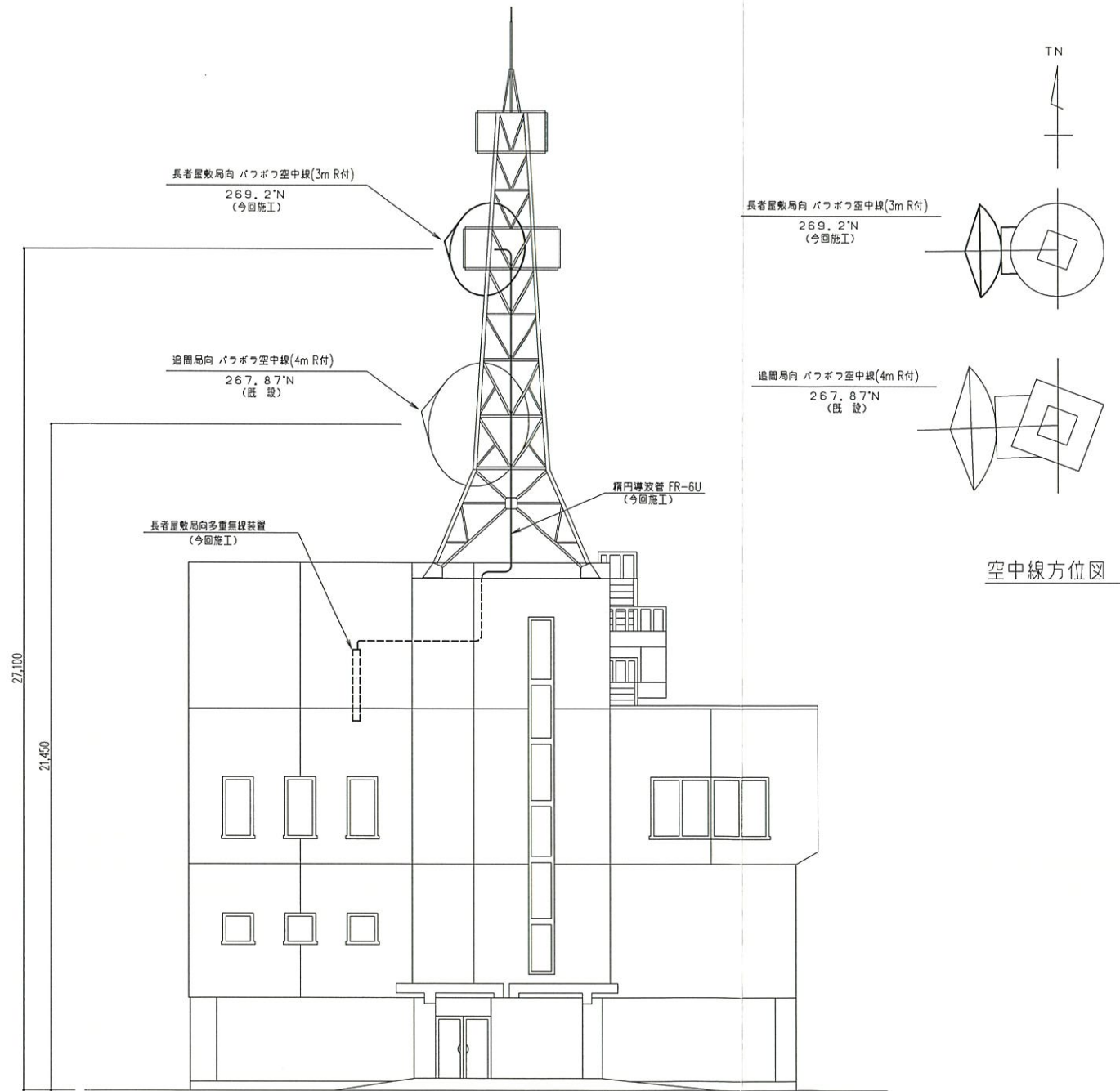
( 1 / 4 )	敷地平面図・空中線系統図
( 2 / 4 )	通信鉄塔概要図
( 3 / 4 )	長者屋敷向 空中線架台図
( 4 / 4 )	迫間向 空中線架台図

木曾川上流ダム総合管理所

( 1 / 4 ) 敷地平面図・空中線系統図

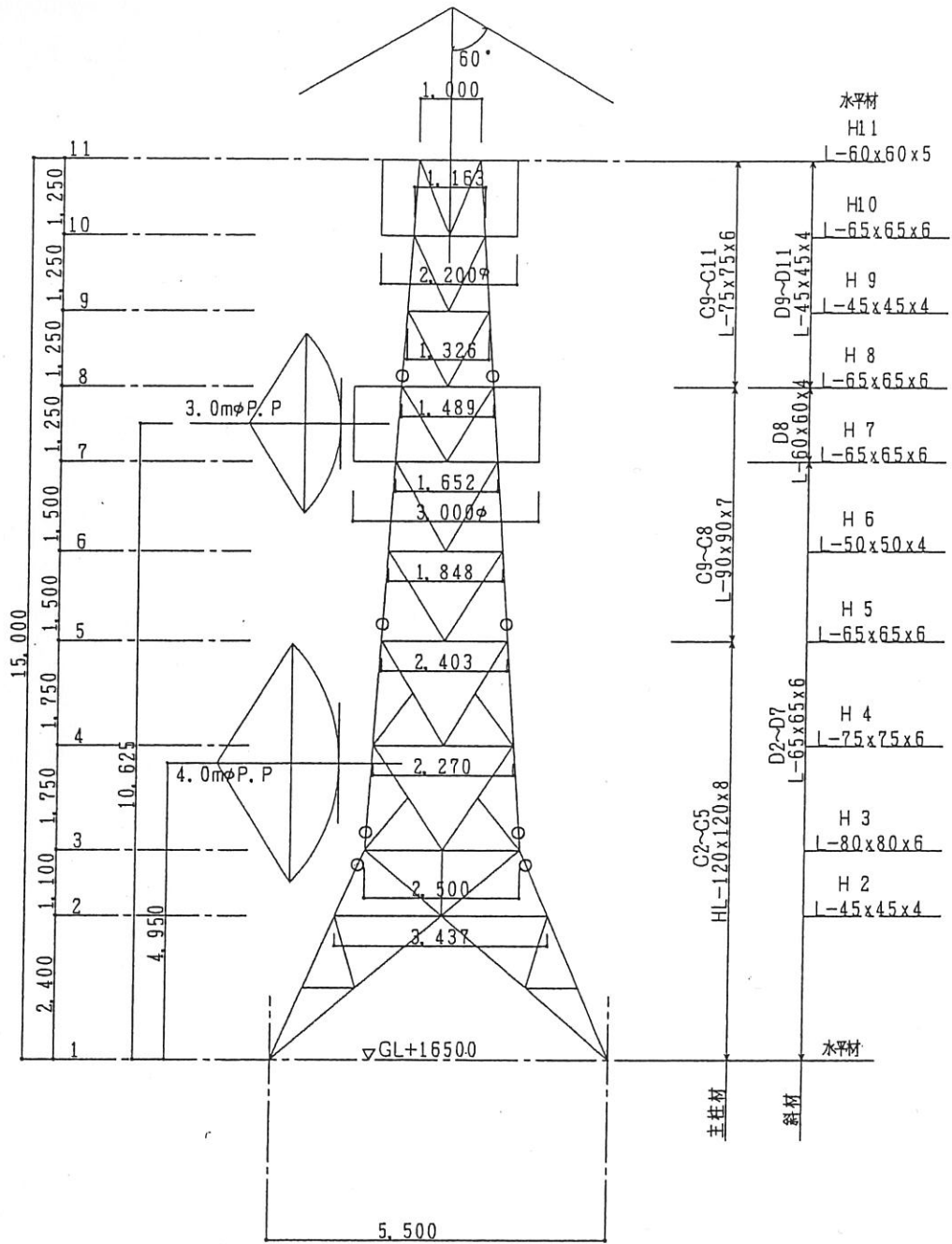


敷地平面図 S=1/200



立面図 S=1/100

( 2 / 4 ) 通信鉄塔概要図



特記無き限り

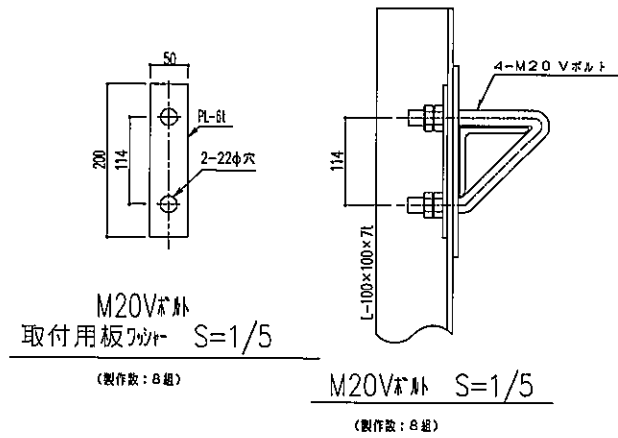
1, 鉄骨材質

HL: SS540

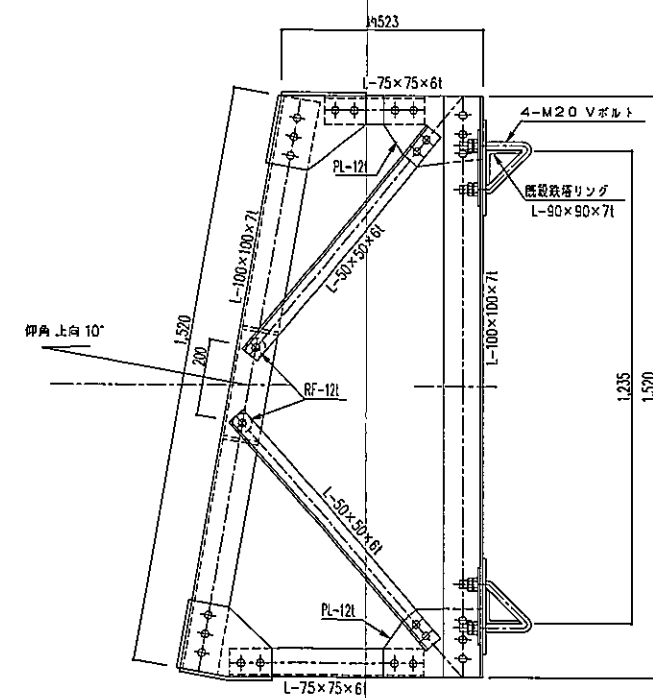
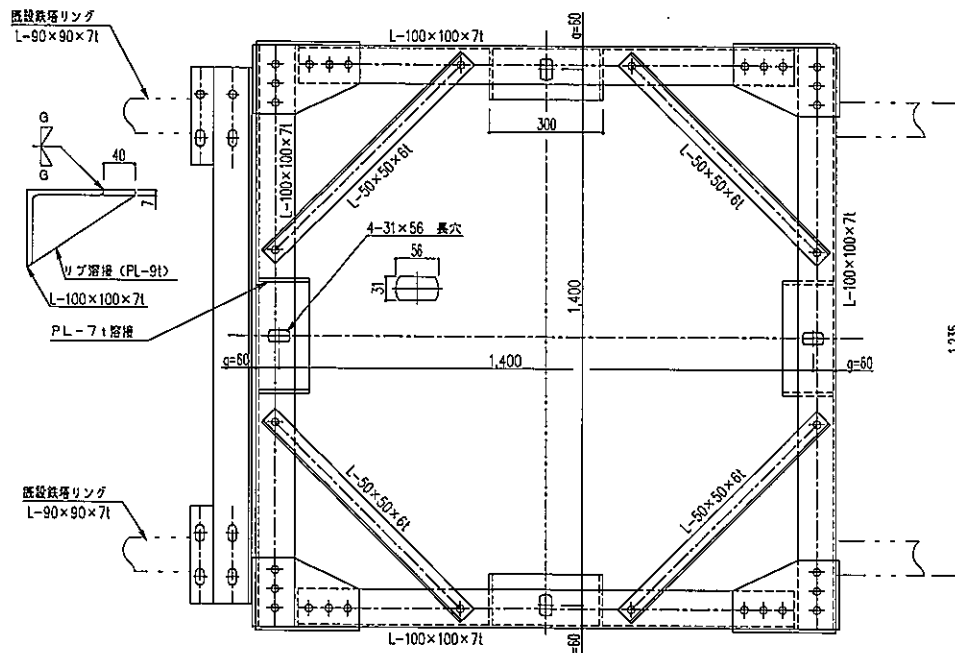
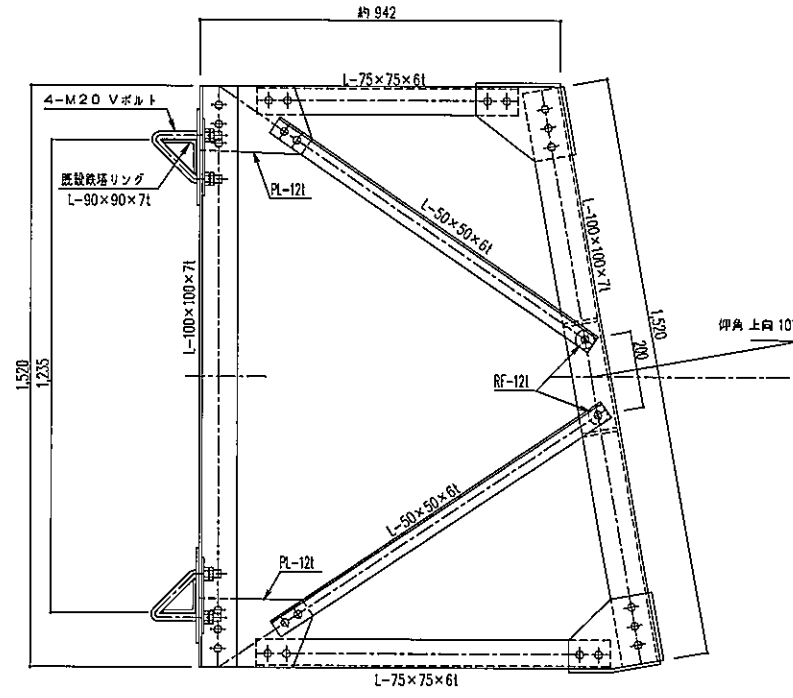
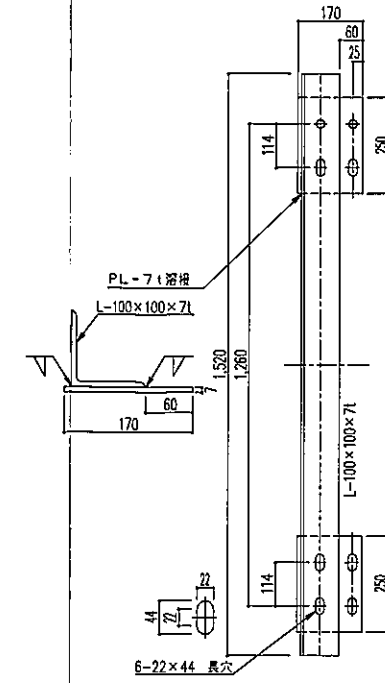
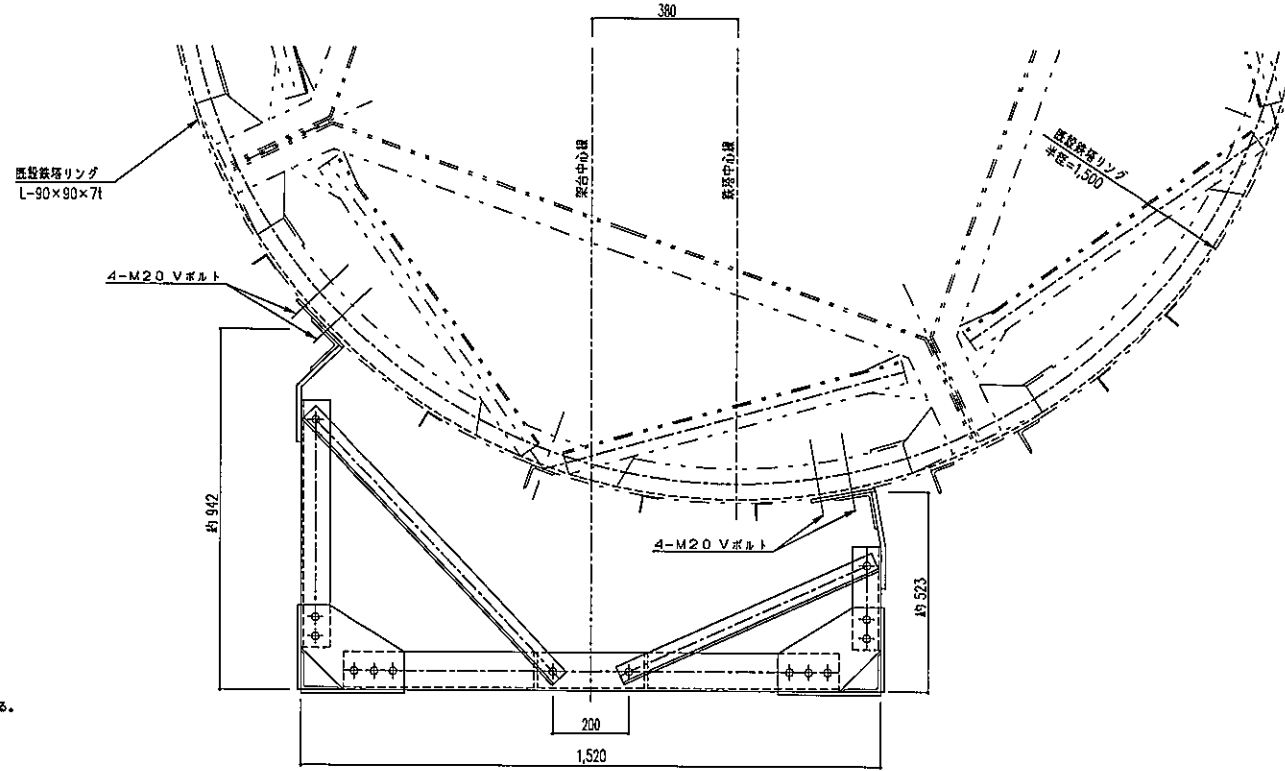
L: SS400

2, ○印は柱のジョイント位置を示す

(3/4) 長者屋敷向 空中線架台図



- (注記)
1. 使用部材は全てSS-400とする。
  2. 使用部材の仕上げは全て溶融亜鉛メッキ処理 (HDZ-55以上) とする。
  3. ボルト記号はM16、SW、N付 (亜鉛メッキHDZ-35以上) とする。
  4. 埋込入プレートは全て9とする。
  5. 埋込入ゲージワインは、F/2とする。



承認記号 REV.MARK	承認 APPROVED BY 野口	検図 CHECKED BY 品川	名称 TITLE
年月日 DATE	尺取 SCALE	設計 DESIGNED BY 品川	平成23年度 多摩無線装置28台製造
承認 APPROVED BY	単位 UNITS	製図 DRAWN BY 品川	若原局 長者屋敷局向 3mφ空中線架台図
変更 REVISED BY	mm		形番 MODEL NO.
内容 CONTENTS	株式会社 有電社		図面番号 DRAWING NO. YW6-MLN-005



# 請 書

- 1 件 名 岩屋ダム鉄塔強度検討業務
- 2 場 所 岐阜県下呂市金山町卯野原6-27 岩屋ダム管理所
- 3 期 間 自 令和 年 月 日  
至 令和 8年 9月30日
- 4 請負代金額 ¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ )

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構 分任契約職  
木曾川上流ダム総合管理所長 中野 春男 殿

## 契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。  
（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔 〕簡易裁判所又は〔 〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

木曾川上流ダム総合管理所長 中野 春男 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

## 見積依頼書等の交付受領書

令和8年5月25日に交付された「岩屋ダム鉄塔強度検討業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

## くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

## 1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

## 2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

## 3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」  
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

## 4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$   
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$   
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$   
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$   
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。